

ID: 11

担当部署: 生活環境課

|   |                             |                |       |
|---|-----------------------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 利用料の免除                      |                |       |
| <b>例 規 名<br/>根 拠 条 項</b>  | 聖籠町循環バスの設置及び管理に関する条例 第4条第2項 |                |       |
| <b>例 規 番 号</b>  | 平成14年 条例第19号                |                |       |
| <p><b>【根拠条文】</b><br/>                 (利用料)<br/>                 第四条<br/>                 2 前項の利用料は、規則で定めるところにより免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b><br/>                 聖籠町循環バスの設置及び管理に関する条例施行規則第8条第1項の規定による。<br/>                 (利用料の免除及びその手続き)<br/>                 第八条 条例第四条第二項に規定する者は、聖籠町に住所を有する者のうち、次の各号の一に該当する者とする。<br/>                 一 七十五歳以上の者<br/>                 二 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の等級が一級から四級の者並びに外出時に常時介護を必要とする者及びその介護者<br/>                 三 療育手帳の交付を受けている者で、その障害の等級がAの者並びに外出時に常時介護を必要とする者及びその介護者<br/>                 四 小学校就学前の幼児<br/>                 五 その他やむを得ない事情により、町長が特に必要と認めた者</p> |                             |                |       |
| <b>標準処理期間</b>   | 5日                          |                |       |
| <b>備考</b>   |                             |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 平成22年4月1日                   | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |